

令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日老発0328第3号。以下「実施要綱」という。）に定める介護サービス事業所等に対し、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(補助対象、補助額及び対象経費等)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、実施要綱に定める介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、第6条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に対する経費についても、実施要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とすることができる。

2 補助対象経費の範囲及び補助額は下記のとおりとする。

補助対象経費	補助額
実施要綱3(1)イに定めるとおり	実施要綱別添3に定めるとおり

(交付の条件)

第4条 補助金の交付については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときには、速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業について、知事が別に指示する期日までに様式第1号(交付申請書(兼)実績報告書)及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、様式第2号(交付決定通知書(兼)額の確定通知書)を事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の収支に関する状況を明らかにした書類を作成し、補助金の交付を受けた日の翌々年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(補助金の返還)

第8条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 交付規則第4条の2各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第4条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。
- (4) 不正に補助金の交付を受けていたとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第9条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年度の補助金について適用する。